

納め忘れにご注意を！

19年度国民健康保険税 納税通知書を送付します

19年度の国民健康保険税納税通知書を7月13日(金)に発送します。納期は7月20年3月の9回となります(左表参照)。第1期の納期限は7月31日(火)です。納め忘れにご注意ください。

納期	納期日
1期	7月31日(火)
2期	8月31日(金)
3期	10月1日(月)
4期	10月31日(水)
5期	11月30日(金)
6期	12月25日(火)
7期	20年1月31日(木)
8期	20年2月29日(金)
9期	20年3月25日(火)

19年度国保税の改定(医療分)
広報2月15日号でお知らせした通り、医療分に係る税率等を改定しました。

【改定の概要】
税率等が改定される部分
医療分に係る税率等
応能割：負担能力に応じて算出される税
所得割税率：4・16%
4・30%
資産割税率：16・00%
(現行のまま)
応益割：受益者負担の意
味合いから負担いただく税
均等割額：2万5800円
2万7800円
平等割額：1万1000円
(現行のまま)
賦課限度額：53万円 56万円
改定に当たって、国民健

「国民健康保険被保険者証 兼高齢受給者証」 の更新について

70歳以上75歳未満の前期高齢者(昭和7年10月1日以降の生まれで、老人保健法の適用を受けていない方)には、被保険者証に一部負担金割合(1割または3割)が記載されている国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証を交付しています(割合は下表参照)。

この高齢受給者証は1年ごとに更新が必要で、19年度の市民税課税所得に基づいて算定した一部負担金割合を記載した新しい被保険者証兼高齢受給者証を、7月下旬に郵送



更新により一部負担金割合が3割でも世帯収入基準に基づき1割負担となる場合のある方、また公的年金等控除の見直し等に伴う経過措置に該当する方は、案内と一緒に一部負担金割合等の軽減申請書を送付します。該当する場合は、同封した申請書に必要事項を記入の上、被保険者証兼高齢受給者証と収入が確認できるもの(確定申告書の控え、源泉徴収票等)を持参し、保険年金課国保年金資格係(市役所1階)へ申請してください。詳しくは同係 ☎470・7732へ。

唐保連運協議会に諮問をし、改定の必要性や内容等を審議・検討され、答申が出されました。内容は、市ホームページに掲載されています。

詳しくは保険年金課国民健康保険係 ☎470・7733へ。

更新により一部負担金割合が3割でも世帯収入基準に基づき1割負担となる場合のある方、また公的年金等控除の見直し等に伴う経過措置に該当する方は、案内と一緒に一部負担金割合等の軽減申請書を送付します。該当する場合は、同封した申請書に必要事項を記入の上、被保険者証兼高齢受給者証と収入が確認できるもの(確定申告書の控え、源泉徴収票等)を持参し、保険年金課国保年金資格係(市役所1階)へ申請してください。詳しくは同係 ☎470・7732へ。

募集



市立小学校給食
臨時職員

教員委員会は、19年度学校給食臨時職員を募集します。

【募集職種】 給食調理員(全日、調理補助) 給食調理員(午後、食器洗浄補助)

【対象】 が50歳くらいまで

【勤務場所】 とも市内

で、学校給食または民間会社等での給食調理業務従事経験者が55歳くらいまでの方が、雇用期間が11月1日、20年3月31日(ただし20年10月31日まで雇用期間延長あり)が8月31日、20年3月28日(雇用期間延長あり)【勤務日】原則として土曜日曜日、祝日を除く給食実施日

【勤務時間】 が午前8時半～午後4時7時間半勤務(休憩45分含む)が午後1時半～3時半、2時間勤務

採用選考は、履歴書の書類選考後に面接を実施して決定します。

詳しくは学務課保健給食係 ☎470・7779へ。

前期高齢者の一部負担金割合

市民税の課税所得金額 (同一世帯の70歳以上の被保険者および老人医療受給対象者のうち、課税所得金額が上位の方)	収入金額 (同一世帯の70歳以上の被保険者および老人医療受給対象者の全ての収入金額の合計)		
	520万円未満 (383万円未満)	520万円以上621万円未満 (383万円以上484万円未満)	621万円以上 (484万円以上)
213万円以上	3割 基準収入額適用申請が必要(申請がない場合は3割と判定)	3割 基準収入額適用申請が必要(申請により自己負担限度額「一般」の適用)	3割
145万円以上 213万円未満	3割 基準収入額適用申請が必要(申請がない場合は3割と判定)	3割 自己負担限度額「一般」適用	3割
145万円未満	1割	1割	1割

()内の金額は、対象者が同一世帯に一人の場合の金額です。課税所得金額とは、市民税を計算する際の、所得金額から所得控除の合計を差し引いた課税標準額のことです。自己負担限度額とは、70歳以上75歳未満の前期高齢者(昭和7年10月1日以降生まれで、老人保健法の適用を受けていない方)の保険診療分の一部負担金の1カ月当たりの上限額のことです。外来、調剤等の場合は、上限額を超えた支払いがあったとき、申請により上限を超えた額が給付されます(原則、対象者の世帯には申請書を送付します)。ただし、入院の場合は保険医療機関の窓口で、上限額までの支払いとなります。

在日外国人福祉給付金を支給します

市内在住の在日外国人等が、公的年金の受給要件を満たさない方に福祉給付金を支給しています。

【対象】昭和61年3月31日以前に日本に居住した在外日本人(特別永住者)等で、次のいずれかに該当する方。大正15年4月1日以前に生まれ、昭和37年1月1日以前生まれで、昭和57年1月1日以前に重度または中度の障害があった方。昭和22年1月1日以前生まれで、昭和57年1月1日、61年3月31日の間に重度または中度の障害になつた方

なお、公的年金を受給している方や生活扶助を受けている方は支給されません。

【支給額】月額1万円の方は認め印を、2万円の方は認め印と障害の程度・発症日等を確認できるものを持参の上、直接福祉総務課庶務係(市役所1階)へ申請してください。

詳しくは同係 ☎470・7741へ。

18年度 市長の資産報告書の 閲覧ができます

「政治倫理の確立のための東久留米市長の資産等の公開に関する条例」の規定により、誰でも市長が作成した報告書

【閲覧時間】午前8時半～午後5時(正午～午後1時および土曜・日曜日、祝日を除く)

【閲覧場所】総務部総務課(市役所4階)

なお、7月2日(月)から市ホームページでもご覧いただけます。

詳しくは総務部総務課 ☎470・7714へ。

【閲覧開始日】7月2日(月)から

【閲覧時間】午前8時半～午後5時(正午～午後1時および土曜・日曜日、祝日を除く)

【閲覧場所】総務部総務課(市役所4階)

なお、7月2日(月)から市ホームページでもご覧いただけます。

詳しくは総務部総務課 ☎470・7714へ。

【閲覧開始日】7月2日(月)から

【閲覧時間】午前8時半～午後5時(正午～午後1時および土曜・日曜日、祝日を除く)

【閲覧場所】総務部総務課(市役所4階)

なお、7月2日(月)から市ホームページでもご覧いただけます。

詳しくは総務部総務課 ☎470・7714へ。

【閲覧開始日】7月2日(月)から

【閲覧時間】午前8時半～午後5時(正午～午後1時および土曜・日曜日、祝日を除く)

【閲覧場所】総務部総務課(市役所4階)



年金の記録に関する問い合わせは「ねんきんあんしんダイヤル」へ
「ねんきんあんしんダイヤル」 ☎0120・657830
24時間フリーダイヤル、土曜・日曜日、祝日も対応。携帯電話やPHSからも可。



年金請求や年金を受けている方は「ねんきんダイヤル」へ7月17日から番号と受付時間が変わります。電話による年金相談の問い合わせ先である「ねんきんダイヤル」が7月17日(火)から変わります。7月17日(火)以降の電話

「年金請求などの相談」
「年金を受けている方の年金相談」とも次の番号で受け付けます。

☎0570・05・1165
5(IPP電話・PHSをご利用の方は☎03・6700・1165)

【受付時間が拡大】
月曜日(休日の場合)は火曜日(午前8時半～午後7時)
火曜・金曜日が午前8時半～午後5時15分
第2土曜日が午前9時半～午後4時
祝日と12月29日、1月3日はご利用いただけません。

なお、7月13日(金)までの問い合わせ先は、次の通りです(受付時間は、平日の午前8時半～午後5時15分)。「年金請求などの相談」☎0570・05・1165、「年金を受けている方の年金相談」☎0570・07・1165
詳しくは武蔵野社会保険事務所 ☎0422・56・411へ。

6月1日付 消防本部人事異動

【支給額】月額1万円の方は認め印を、2万円の方は認め印と障害の程度・発症日等を確認できるものを持参の上、直接福祉総務課庶務係(市役所1階)へ申請してください。

詳しくは同係 ☎470・7741へ。

市消防本部では、6月1日付で人事異動を行いました(カッコ内は前職)。

東久留米消防署長(東久留米消防署長兼予防課長事務取扱)石浦卓一 警防課長兼救急福祉担当主幹(救急福祉担当主幹)宮本一男 予防課長(警防課長)木村哲典

詳しくは消防本部 ☎470・10119へ。